

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(日曜日に適  
当日は、そ  
の翌日  
が休むと  
する)

## 目 次

◇規 則 鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 種畜証明書の交付

解除予定の保安林

林業種苗法による生産事業者の登録証の変更

土地改良区の役員の就退任

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規 則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十二号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考の1中「別表第二」を「別表第三」に改め、同表の備考の2中「第五項（第三項第一号を除く。）まで」を「第六項まで（第三項第一号を除く。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の四中「一人一日当たり 五〇円」を「二〇〇人一日当たり 五、五〇〇円」に、「一人一日当たり 三元」を「二〇〇人一日当たり 三〇〇円」に改め、同表の一の2の(三)中「六二八、〇〇〇円」を

「七二〇、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(ロ)中「四〇〇円」を「四五〇円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

|         |         |
|---------|---------|
| 九、三〇〇円  | 一一、八〇〇円 |
| 一五、〇〇〇円 | 一九、二〇〇円 |

|         |         |         |        |
|---------|---------|---------|--------|
| 一七、一〇〇円 | 二〇、四〇〇円 | 二五、七〇〇円 | 三、七〇〇円 |
| 二六、六〇〇円 | 三一、一〇〇円 | 三九、三〇〇円 | 五、二〇〇円 |

|         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一〇、〇〇〇円 | 二二、七〇〇円 | 一八、四〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二七、八〇〇円 |
| 一六、一〇〇円 | 二〇、七〇〇円 | 二八、七〇〇円 | 三三、六〇〇円 | 四二、四〇〇円 |

に改め、同表の三の3の(ロ)の表中

|    |        |        |
|----|--------|--------|
| 〇円 | 四、〇〇〇円 | 三、二〇〇円 |
| 〇円 | 五、七〇〇円 | 四、九〇〇円 |

|        |        |         |         |     |
|--------|--------|---------|---------|-----|
| 四、三〇〇円 | 六、五〇〇円 | 七、九〇〇円  | 一〇、一〇〇円 | 一、三 |
| 六、五〇〇円 | 九、四〇〇円 | 一一、一〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一、八 |

|     |        |        |         |         |
|-----|--------|--------|---------|---------|
| 〇〇円 | 三、四〇〇円 | 四、六〇〇円 | 六、九〇〇円  | 八、四〇〇円  |
| 〇〇円 | 五、二〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 一一、九〇〇円 |

に改め、同表の四の1の(ロ)中「行なう」を「行う」に、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)」「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)」「又は柔道整復師」を「又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師」に改め、同表の六の3中「一四〇、八〇〇円」を「一五一、一〇〇円」に改め、同表の八の3の(ロ)中「二、三七〇円」を「二、四九〇円」に、「二、五六〇円」を「二、六九〇円」に改め、同表の九の3中「四四、〇〇〇円」を「六二、〇〇〇円」に、「三五、二〇〇円」を「四九、六〇〇円」に改め、同表の十一の4の(ロ)中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表の十二の3中「三八、二〇〇円」を「四一、九〇〇円」に改める。

別表第二の一の1中「七、八〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「六、二三〇円」を「七、〇六〇円」に、「六、九五〇円」を「七、五七〇円」に改め、同表の一の2中「一、〇二三円」を「一、一〇一元」に、「七三四円」を「七八七円」に、「六二九円」を「六八二円」に、「八一七円」を「九二六円」に、「九一一円」を「九九三円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百二十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の

種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|             |           |         |            |     |                  |                |     |                  |
|-------------|-----------|---------|------------|-----|------------------|----------------|-----|------------------|
| 種畜証明書番号     | 名 前       | 品 種     | 生 年 月 日    | 産 地 | 血 統              |                | 級 別 | 飼養者の所在地及び名称      |
| 昭和五二鳥取県臨第一号 | パインチャージャー | ホルスタイン種 | 昭和五十一・二・十七 | 鳥取県 | 父                | 母              | 級外  | 東伯郡赤碓町<br>鳥取県種畜場 |
|             |           |         |            |     | ロイブルツク<br>チャージャー | ロイブルツク<br>バービー |     |                  |

鳥取県告示第七百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百二十七号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定に基づき、船岡町森林組合から生産事業者の登録証の記載事項に変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字駒帰字イカリ谷六五六(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
林道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

|                 |          |            |
|-----------------|----------|------------|
| 変更前             | 生産事業者の住所 | 事業所の所在地    |
| 八頭郡船岡町大字塩上三〇六   |          | 八頭郡船岡町大字塩上 |
| 変更後             |          |            |
| 八頭郡船岡町大字船岡四六〇の二 |          | 八頭郡船岡町大字船岡 |

鳥取県告示第七百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 野 島 慶 久 東伯郡北条町大字国坂一八一番地

昭和五十二年八月三日一身上の都合により退任

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡 俊 隆 米子市榎原四五七

昭和五十二年八月六日死亡により退任

光徳土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 近 藤 宗 統 西伯郡名和町大字豊成九九二番地

近 藤 正 幸 " 九一〇番地

" 小 西 紀 緒 " 五七六番地

" 上 村 熊 宣 " 四八五番地

" 入 江 得 吉 " 倉谷五八六番地

" 二宮啓寿 " 小竹三八二番地

" 枝谷拓弥 " 六二五番地

監事 野口博史 " 豊成五二四番地の一

" 小西勝則 " 倉谷五〇六番地

" 二宮朋信 " 小竹七〇九番地

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十二年八月十二日就任 任期第一回総会まで

大鴨土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 山 本 弘 倉吉市鴨河内二五三七

" 石 田 春 光 " 上古川二九〇

" 増 田 高 徳 " 丸山町四七七ノ一

" 坂 本 武 男 " 旭田町八七

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 山 本 弘 倉吉市鴨河内二五三七

" 石 田 春 光 " 上古川二九〇

" 増 田 高 徳 " 丸山町四七七ノ一

" 坂 本 武 男 " 旭田町八七

昭和五十二年六月二十五日開催の総代会において、選挙の結果当選し、昭和五十二年八月九日就任 任期三年

大原千町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

|    |      |               |
|----|------|---------------|
| 理事 | 野口敏智 | 西伯郡岸本町大原五七九ノ一 |
| "  | 西木孝義 | 久古六二二         |
| "  | 後藤弘  | 大原四六一         |
| "  | 松原好之 | 久古一五一〇        |
| "  | 巖嘉男  | 真野九三八の三       |
| "  | 清水英一 | 須村八〇八         |
| "  | 仲田敏夫 | 番原六一          |
| "  | 浅田正文 | 五九三           |
| "  | 山崎鎮雄 | 久古一四二三の一      |
| "  | 大垣勇  | 真野五四九         |
| "  | 山崎裕  | 久古二二の一        |
| "  | 籾中昭  | 丸山二一一         |
| "  | 小西護郎 | 一三〇の二         |
| "  | 亀田衛  | 須村五九〇         |
| 監事 | 山口才蔵 | 六〇二           |
| "  | 後藤幸  | 大原四五七         |
| "  | 幸形薫  | 久古四九          |

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十二年八月五日就任 任期第一回総会まで

久末土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷口富士隆 鳥取市久末二五九番地

|    |       |            |
|----|-------|------------|
| "  | 福田博愛  | 古郡家一二九の一番地 |
| "  | 植垣近雄  | 越路六三七番地    |
| "  | 山田峰雄  | 美和一二二番地    |
| "  | 谷口秋喜  | 久末二三〇番地    |
| "  | 山本義太郎 | 二二三番地      |
| 監事 | 谷口薫   | 二一八番地      |
| "  | 福田壽男  | 古郡家一三二番地   |

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

|    |       |            |
|----|-------|------------|
| 理事 | 山本義太郎 | 鳥取市久末二三二番地 |
| "  | 竹本政信  | 二四四番地      |
| "  | 谷口秋喜  | 二三〇番地      |
| "  | 雨河保   | 古郡家一三七番地   |
| "  | 福田博愛  | 一二九の一番地    |
| "  | 山田峰雄  | 美和一二二番地    |
| 監事 | 谷口薫   | 久末二一八番地    |
| "  | 福田壽男  | 古郡家一三二番地   |

昭和五十二年七月三十日開催の臨時総会において、総選挙の結果当選し、昭和五十二年八月一日就任 任期四年

浜坂土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山根憲次郎 鳥取市浜坂五九六番地

|       |         |
|-------|---------|
| 森田鶴男  | 四五一番地   |
| 中田雅吉  | 四五〇番地   |
| 林 勲   | 五九一番地   |
| 桶谷一郎  | 五八六番地   |
| 山根 正  | 四〇三番地   |
| 山根博太郎 | 五九六番地   |
| 山根俊男  | 四六二番地   |
| 須崎弘行  | 三八三番地   |
| 米原秀藏  | 四〇四番地   |
| 伴 光雄  | 五四八の一番地 |
| 神崎一郎  | 一七八番地   |
| 米原壽男  | 四六八番地   |
| 米原虎治  | 四一六番地   |
| 須崎利忠  | 四四〇番地   |

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

|           |            |
|-----------|------------|
| 理事 山根 憲次郎 | 鳥取市浜坂五九六番地 |
| 須崎 弘行     | 三八三番地      |
| 中田 雅吉     | 四五〇番地      |
| 山根 敬清     | 四五六番地      |
| 坂田 泰造     | 四六三番地      |
| 青木 管男     | 一三八〇番地     |
| 若林 曉生     | 四三九番地      |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】

|       |         |
|-------|---------|
| 米原義人  | 四一六番地   |
| 山根 正  | 四〇三番地   |
| 伴 光雄  | 五四八の一番地 |
| 山根博太郎 | 五九六番地   |
| 山根俊男  | 四六二番地   |
| 森田鶴男  | 四五二番地   |
| 桶谷一郎  | 五八六番地   |
| 林 勲   | 五九一番地   |

昭和五十二年六月十五日開催の通常総会において、総選挙の結果当選し、  
昭和五十二年六月二十五日就任 任期四年

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和五十二年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年九月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十二年九月十九日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題
  - 1 不在者投票管理者を置くことのできる老人ホームの指定について
  - 2 明るい選挙推進指導者研修会の開催について